

令和8年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和8年3月5日 午後1時20分 開 会

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	鈴木更司
委員	矢口龍人
委員	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	設楽健夫
委員	小倉博
委員	久松公生
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞行
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	塚本直樹
委員	井出有史

欠席委員

委員	小座野定信
----	-------

出席説明者

保健福祉部長	羽成英明
社会福祉課長	君崎高弘
介護長寿課長	関克明
子育て支援課長	越渡貴之
健康増進課長	渡邊有美
国保年金課長	豊崎良憲

出席書記名

議会総務課課長補佐	鴻巣智子
議会総務課主幹	川原場智
地域コミュニティ課係長	横田桂明
国保年金課主事	石橋美玖

議 事 日 程

令和8年3月5日（木曜日）午後1時20分 開 会

1. 議案等の審査

- (1) 議案第 8 号 かすみがうら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- (2) 議案第 13 号 かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 14 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 15 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第 22 号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）
- (6) 議案第 23 号 令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (7) 議案第 24 号 令和7年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (8) 議案第 25 号 令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- (9) 議案第 26 号 令和8年度かすみがうら市一般会計予算

3. 閉 会

開 会 午後1時20分

○櫻井繁行委員長

それでは、定刻前ではございますけれども、本日の出席予定の皆様方が全ておそろいですので、10分ほど早いですが、始めさせていただきますと思います。本日もよろしくお願いいたします。

改めまして、こんにちは。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから3月4日に引き続きまして、令和8年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日の日程は、審査予定表、お手元に配付をしているとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第8号 かすみがうら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

補足説明につきましては、子育て支援課、越渡課長から説明いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは説明を求めます。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

ご説明いたします。

議案概要書は6ページ、議案集は24ページになります。

議案第8号 かすみがうら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

こちらからはタブレット端末の補助資料にてご説明させていただきます。

内容は、4月から事業が始まりますことも誰でも通園制度に関する条例制定となります。

初めに、1、条例制定の理由。

こども誰でも通園制度は、保護者の就労の有無に関わらず保育所等を一定時間利用できる制度で、令和8年度から本格実施されます。事業者がこども誰でも通園制度を実施するに当たって、自治体は当該事業の運営に関する基準を条例で定めることとされています。この条例の基準を満たしていることが確認された事業者は、特定乳児等通園支援事業者として、国・県・市町村から乳児等支援給付費の支援が受けられます。

なお、四角枠で示した内容ですが、こども誰でも通園制度は、児童福祉法に規定された乳児等通園支援事業、子ども・子育て支援法に規定された特定乳児等通園支援事業など、子育て支援制度全体の呼称となります。

2、条例の概要。

内容は、こども誰でも通園制度の実施に当たり、国の基準に従い、各事業者が定めるべき運営に関する必要事項（時間当たりの利用定員、利用日数、保護者面談、料金の支払い方法など）を条例で定めるものです。

主な事項は下記のとおりでございます。

（1）定員に関する基準、（2）運営に関する基準でございます。

具体的な金額、利用時間などは、別に市が定めるかすみがうら市乳児等通園支援事業実施要綱に基づき、各事業者が独自に設定してまいります。

要綱で示す主な項目を申し上げますと、利用時間は、国が示した月10時間を上限とし、利用料金も国が示した標準的な金額300円とします。

なお、要綱は標準的な時間や金額を示したもので、民間保育園等が当該事業を実施する場合は、各自で利用時間や利用料を設定することになります。

最後になります。3、市立わかぐり保育所における事業概要。

令和8年度のこども誰でも通園制度は、市立わかぐり保育所にて実施してまいります。

実施内容をご説明申し上げますと、受入れ年齢、こちらは6か月から2歳の未就園児となります。実施日は火曜日から木曜日、利用定員は1時間当たり0歳児が2名、1・2歳児各3名となります。実施時間は午前9時から午後2時までの5時間、利用料は要綱に定めた標準額は300円ですが、市内の利用者については減免し無料とします。実費負担としましては、おやつ、給食などになります。

簡単ですが、説明は以上です。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

基本的に、今この子育て、こども誰でも通園制度そのものについては実施すべきじゃないという立場なんですけど、今回は条例をつくる。そうすると、今、場所については、わかぐり保育所ということになりますが、このわかぐり保育所以外も民間の保育所も、この条例に基づいて実施することができるということだと思うんですが、いかがですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

佐藤委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

恐らくどこの保育所でも、実際には実施することが無理だというような状況があると思うんですが、市のほうで今回やることになったという経過はありますか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

まずは公立保育所のわかぐり保育所で実施して、来年度、私立にも実施の促進をしてみたいと。そういう経過において、公立わかぐり保育所で実施することとしました。

○佐藤文雄委員

保育士の配置は、どういうふうな形になっているのでしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

こども誰でも通園制度の保育士でございますが、専任を2名配置する予定となっております。

○佐藤文雄委員

そのほか部屋なんかも別にするとかということはないんですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

こちらは一般通園児、在来児童の方と一緒にになります。

○佐藤文雄委員

やはり今、保育士が大変不足しているということで、突然入ってくるという子どもですね、特に0歳児から2歳児というのは扱いが大変だと思うんですね。今までは延長保育があったり、それから一時預かりということで問題がなく行われたと思いますが、今回のこのこども誰でも通園制度の特徴というのは、どういう特徴でしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

一番大きな特徴としましては、保護者の方が就労要件がないということになります。保育は通常、保育を必要とする児童ということで、市が保育認定をいたします。そのことによって入園につながっていくわけでございますが、こども誰でも通園制度は、その就労要件が必要ありませんので、大きな一歩になっているのではないかなと思います。

○佐藤文雄委員

つまり、これまでの保育をする条件があって、その条件に基づいて入所するということで、必ず自治体との関係というのはあったと思うんですね。今回はどういうふうになるのでしょうか。市のほうとの、これは介在はあるのでしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

市としましては、9月に制定いたしました条例、そして今回、皆さんにただいまご説明いたしました条例、こちらの2本の条例に基づきまして、事業者を認可してまいります。認可された事業者は、条例により事業を運営していく形となりますので、私どもは許可権者として運営事業者を指導・監督していく、そういう立場にあるということになります。

以上でございます。

○佐藤文雄委員

保護者と事業者の直接契約になるんじゃないですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

大変失礼しました。保護者と事業者の直接契約ということになります。

○佐藤文雄委員

そういう意味では、市町村の責任がかなり曖昧になる可能性があるということなんですね。

保育士の意見なんかでは、預けられることについて慣れていない子を短時間だけ保育するのは困難だという声です。通常は普通の保育をやっている。今おっしゃいましたように、0歳児は2名、1・2歳児が3名ということで、保育士が2名でしたっけ。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

はい、2名になります。

○佐藤文雄委員

この2名の方は、この定員、0歳児2名と、1・2歳児、各3名ということは6名ですよ、ということは、例えば最大限6名で0歳児が2名ということになると思いますが、これは必ずこの保育士2人で、専任で担当するというスタンスなんでしょうか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

はい、佐藤委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

はっきり言って、市がやるということが、今回はかなり改正としてはいいかなと思うんですが、民間の事業者になると、ここまで手厚くやるというのは非常に難しいということになると思うんですね。

そうすると、例えばこの定数、非常に便利だということで、これを利用したいという人の定員というか、オーバーした場合はどうなるのでしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

定員を超えての利用はできません。

○佐藤文雄委員

そうすると、比較的手軽だというふうに、便利なやり方だと。保育士は大変なんです、そうなりといわゆる今おっしゃったように定員オーバーになる可能性というのはあるんじゃないかなと思うんですが、こういう市場調査なんかはやったのでしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

市場調査まではやっておりません。ただ、受入れ施設、わかぐり保育所は保育士と協議しながら、定員については決めております。ほかの市町村を見ても、受入れ人数については、それぞれ各自で決めておまして、かすみがうら市より多いところもあれば少ないところもあると。時間についても多い時間のところもあれば少ない時間もあるといった現状となっております。

○佐藤文雄委員

定員オーバーについては、何らかの対応というのは考えてはいないということですよ。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

時間単位で受け入れられる定員数が、0歳児、6か月以上の方が2名、それで1歳・2歳で各3名ずつということになりますので、時間当たりの人数となっております。時間がずれば受入れは可能となります。

○佐藤文雄委員

いや、定員オーバーになっちゃうんじゃないですか。定員オーバーのときはどうするんですかという話です。人数が申込みが多くて間に合わないという場合はどうなるんですか。それに対する、つまり昔は子どもが多くて保育所に入れないということがありましたけれども、これは簡便だということをや

った場合に、これがオーバーするという可能性があるわけですよね。その場合はどうなるのでしょうかという質問です。

○櫻井繁行委員長

それでは答弁を求めます。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

ご利用に当たっては、国の予約システムで予約するような形になりますので、定員がオーバーするような形にはならないかと思います。

○佐藤文雄委員

つまりいっぱいだということになると、アクセスできなくなるということなんですか。そうすると、それははじき飛ばされると、それは分からないということなんでしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

大変申し訳ありません。ちょっとシステムの詳しい画面とか、ちょっと私、見ていないので、詳しいことはお答えできないんですが、予約がいっぱいだというところは、ご利用者様には分かるような形になっているのかなと思います。

○佐藤文雄委員

そういう意味では、便利だと思われるんだけど、結果的には、例えば需要が多くなると、この部分のはじき飛ばされるということになるかと思うんですね。私はこれは保育士側の専門でやるということになった場合に、例えば今言ったように、今度は少なくなったと、オーバーじゃなくて、入る人が、これを利用する人が少ない場合は、保育士さんはどういうことになりますか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

制度が継続していれば、専任で配置するような形にはなるかと思います。

○佐藤文雄委員

だから、専任で配置するけれども、つまり空きがあった場合は、その保育士は手持ち無沙汰になるんじゃないですか、そういう意味です、いかがですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

手持ち無沙汰になるかどうかについては、ちょっと私のほうからは一概には申し上げられません。保育所の業務で何かほかの業務とかがあれば、空いている時間はそういった手伝いもできるのかなとは思いますが、ちょっと一概にお答えはできません、申し訳ございません。

○佐藤文雄委員

やっぱり現在、公立保育所なので、意外と財政的な問題でフォローができると。ただ、民間の場合は、かなりきつきつでやっているんですよね。ですから、そういうことでは、なかなかこういう制度そのもので、簡単に保育士を、そのために1人、2人増やすということは、かなり難しいということだと思うんですね。そういう意味では、ほかの民間の事業者のどういうふうなお声があったか、民間のどういう声がありましたか、ちょっとお聞かせください。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

こども誰でも通園制度のお話はしていないのが現状でございます。今後、年度明けて公立保育所で始まりましたらば、民間保育所のほうにも実施の促進に声をかけさせていただきたいと考えております。

○佐藤文雄委員

これで終わりにしますが、やはり民間の保育所、保育園、認定保育園も含めて、そういうところの意見なんかも十分に聞いて、実施可能なかどうかとか、そういうことについては、ちゃんと情報

を入れておいてから実施すべきだと思うんですね。そういうことなしに、ただ上から決められたと。国がやれと、内閣府でやれということになったのでやらざるを得ないということでは、やはり問題だなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

民間の保育所におきましては、この事業を実施するかしないかというのは各園の判断になるかと思います。

ただ、市としては全ての市内のお子様の育ち、適正な生育環境の確保と、そういったところで、この事業の利用を促進してまいりたいと思います。

佐藤委員のおっしゃったことにつきましては、ご意見いただいたことについて、今後の事業に生かしてまいりたいと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほか質疑ございますか。

○設楽健夫委員

この公立保育園で進めるということで、慎重に進められるという準備でここまで来ていると思いますが、そういう意味では、先導的な試行というふうになってくると思うんですけども、これは定期的にやはり検証していくということと、あともう一つは、近隣の市町村でどういう条件で、どういう形で進めていくのかという比較、これは例えば石岡市とか土浦市が中心になると思いますけれども、そういうところとの比較とか含めて、かすみがうら市のこの進め方がいい条件になっていくように進めていく必要があるというふうに思いますが、いかがですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

当該事業につきましては、令和8年度から全国一斉でスタートするわけでございますので、近隣市町村の実施の内容などについても検証しながら、今後の事業に進めていきたいと思っています。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

○佐藤文雄委員

やはり今、私が危惧していることを申しましたけれども、一番問題は直接契約ということで、最終的にこれまで保育の大原則である条例がありますよね。この条例が、保育所で保育を提供するのは市町村の責任だとする児童福祉法第24条第1項で守られたきたんだけど、この公的な責任が非常に曖昧になってしまうということが問題だと思うんですね。

それから、サービスの提供についても、保育士さんにかかなりの負荷がかかるという危険性があるということで、これは実施すべきじゃないというのが私の考え方でございます。

以上です。

○櫻井繁行委員長

そのほか討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がございますので起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号 かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

子育て支援課、越渡課長から説明をいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは説明を求めます。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

ご説明いたします。

議案概要書12ページ、議案集64ページになります。

議案第13号 かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

こちらの条例なんですが、先ほどの議案の中で説明いたしました9月に制定した条例でございます。

主な改正内容ですが、第9条、第10条、第13条、第18条、第27条の「乳児等通園支援事業者」、こちらを「乳児等通園支援事業所」に変更します。

そして第13条の虐待に関する「防止」を「禁止」に変更いたします。

続いて第20条第3項の追加につきましては、当該事業が給付費を支給することを定義したものに改める内容となります。

最後に、第22条の2の追加ですが、こちらは過疎地など専用の施設や職員の確保が難しい地域においても、既存の保育施設が柔軟にこども誰でも通園制度を実施できるよう、運営基準、職員配置等の規定を適用除外とする内容となります。

簡単ですが、説明は以上です。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

財政的な面でのフォローというのは、どういうふうになっているのでしょうか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

財政的な部分については、国の給付事業として給付が受けられるような形になります。年齢児によっても金額が違っておまして、1時間当たり0歳児で1,700円、各1・2歳児で1,400円といった給付が

受けられるようになっております。

以上でございます。

○佐藤文雄委員

それは1時間当たり、子ども、0歳児が1,700円で、1・2歳が1,400円、これは支給額ですね、1人当たり。

○櫻井繁行委員長

それでは答弁を求めます。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

おっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

これは実施されるということになるかと思うんですが、反対は1人ですからね。いずれにしても条例ができます。そうすると、この国の1人当たり1,700円、0歳児ですよ、1・2歳児が1,400円、あまりにも金額的に少ないという風に思うんですね。やはりそういう点では、単価的にも問題があるかなと思うんですが、いかがですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

こちらの金額につきましては、国で定めた金額となりますので、特に高い、安いというところのことは申し上げられません。

以上でございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか、そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「異議あり」「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

討論なしですね。

それでは、討論は省略ということでございますが、本案件につきましては異議がございますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○櫻井繁行委員長

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第14号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

補足説明ございますので、国保年金課、豊崎課長から説明いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

では、議案第14号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案概要書13ページ、議案集66ページをお願いいたします。

令和7年度税制改正による政令等の改正に伴い、茨城県医療福祉対策要綱が改正されたことから、本市条例においても当該要綱等に準拠し改正を行うものです。

内容につきましては、資料を用意しましたのでご確認願います。

画面のほうをご確認願います。

令和7年度税制改正において、特定親族特別控除が新設されたことに伴い、独り親家庭及び重度心身障害者の所得判定において、特定親族特別控除に相当する額を控除することを本条例及び規則に規定するものです。

また、準用していた遺族基礎年金の経過措置政令が廃止になったことに伴い、所得基準を県補助基準に準ずる必要があるため、条例及び規則にその内容を記載するものでございます。

この改正に伴う制限額の金額には変更はございません。

以上で説明は終わります。

○櫻井繁行委員長

それでは、以上で説明が終わりました。

国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この支給に関する条例、いいと思うんですが、この中身としては、これまでと比べて改善されたというふうに理解してよろしいですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

特定親族特別控除が今回盛り込まれましたので改善したものと考えています。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第15号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

補足説明ございますので、国保年金課、豊崎課長から説明いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは説明をお願いをいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第15号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案概要書は14ページ、議案集68ページからお願いいたします。

地方税法第5条の規定により、目的税として課する国民健康保険税について、子ども・子育て支援法により納付が義務化された子ども・子育て支援納付金に充てるため、地方税法第703条の4の規定に基づく税率等を定めるため、この条例を制定するものでございます。

内容につきましては、子ども・子育て支援法に定める子ども・子育て支援納付金を賄う保険税を徴収する必要があるため、現行の課税区分に加え、子ども・子育て支援納付分を新設するものでございます。

資料、国民健康保険制度子ども・子育て支援金、画面のほうをご覧ください。

最初のページですが、令和5年度に、国は異次元の少子化対策として、令和10年度までに3.6兆円を充てる子ども・子育て支援加速化プランを取りまとめました。このプランは、少子化対策の抜本的な強化に当たるもので、財源はこれまでの考え方には捉われず、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、社会保険から徴収する仕組みを導入したものでございます。

子ども・子育て支援加速化プランに活用される財源は、最終的には約1兆円の安定財源として見込まれ、現在、社会保障費として徴収している保険税に上乗せして保険税を徴収します。この徴収した額を国に拠出し、各事業に充てられます。

次の表が現在進められている各事業になります。

次のページですが、支援金にあっては、急激な変化を避ける意味で緩和が設けられており、国民健康保険制度にあっては、表の下から2番目になりますが、加入者の平均額で令和8年度は月額250円、令和9年度は月額300円、令和10年度は400円が見込まれております。今回、かすみがうら市の税率試算にあっては、初年度ということもあり基準が乏しいことから、この試算を取り入れてございます。

また、国民健康保険制度の子ども・子育て支援金については、新しい考え方が設けられており、国民健康保険には、全ての被保険者が負担する均等割の考え方がありますが、子ども・子育て支援制度にはなじまないことから、18歳未満の方は10割を軽減し、その軽減分を再計算し、18歳以上に加算する18歳以上均等割が今回盛り込まれております。

本年度、必要とされる金額、事業費納付金ですが、茨城県事業費納付金の本算定結果として、子ども・子育て支援分は2824万6239円の負担が示されてございます。

税率案の算定には、限度額や軽減額を考慮した上で見込むこととなりますが、本年度は新規ということで基準が乏しいことから、先ほど申し上げた国の試算、1人当たり250円を基本として算定基準とした

ところですよ。

税率案については、所得割案が0.28%、均等割案が1,800円、18歳以上の均等割案として140円を提案させていただいております。この税率を基に、所得額や被保険者数から単純に計算した基礎課税額2942万477円、この額から限度額低所得者軽減など差し引いた金額については2400万1900円が被保険者に賦課する額として見込まれます。これを被保険者数7,954人で除した金額が年額3,018円となり、月額250円が見込まれるところです。

下の表になりますが、世帯ベースケースの試算となります。参考にいただければと思います。

以上で説明は終わります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

基本的にこういう社会保険で、こういう子ども・子育て特定の目的の財源を求めるのは場違いだというふうに思うんですね。それをみんな国保も含めた社会保険に織り込む。後期高齢もそうですし、組合保険も同じように押しつけてしまう。

今、3.6兆円と言いましたが、来年度、令和8年度が1兆円、その次が1.2兆円だっけかな、この3段階で最終的に3.6兆円という話だと思いますが、その中身を教えてくださいませんか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

総額で3.6兆円の予算ということですが、約3分の1ほどが最終的にこの保険から拠出される金額になります。

そのほかの金額については、国が現事業の中で圧縮して財源を確保するというふうな説明がございました。

以上です。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

そういう話じゃないと思ったんだけど、これは取りあえず1兆円を来年度で、だんだんに行って3.6兆円だったような気がするんだけど、それは事実ですかね。

○櫻井繁行委員長

それでは、再度ご答弁をお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

加速化プランの完了時点では3.6兆円を確保するというようになっております。その内訳として、経済的支援の強化ということで1.7兆円、そのほか全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援について、1.3兆円、あと働き、子育ての推進として0.6兆円が3.6兆円の事業費になりますが、その中で約1兆円を除く2.6兆円については、国のほうで現在の事業の公費の削減を行った上で確保するというふうな説明に

なっております。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

○佐藤文雄委員

反対なんです、これ実際にプラス、今、本市の医療分が所得割で7.2%、均等割で3万2000円ですね。後期支援分として3.4%所得割。均等割が1万4000円。介護の場合は、40歳以上64歳までの介護納付金の場合には税率が2.8%で均等割が1万6000円というふうになっていると思うんですね。それに今度のこれを見ると、所得割を0.28%、均等割を1,800円、これプラスになるわけですね。ただ、ただし、子育てをしている18歳までの子どもがいる場合はこの分の均等割についてはなくすと。この分はね、この分だけは入れないよということだと思うんですね。

私もちょっといろいろ計算しようと思ったんですが、非常に難しい。1人世帯で子どももいないということになると、大体、今、1人世帯のケースで600万円だと1万7500円の年間アップになるということなんです。国保が大変高いということで、子どもがいない人が非常に不利益になってしまう。こういうことが本当にこれでいいのかというふうに思うんですね。子育てをする、ですから私は、この財源というのは別のところに設けるべきだと。

今回の改正についても、実を言いますと、後期高齢者医療広域連合なんかでは、いわゆる所得割を若干減らしたんですね。そして、均等割を上げたというふうにして調整して、子ども・子育ての支援金をプラスになったんですが、ですから、逆な意味では、私たちのこの所得割、均等割をそのままにしながら、この子ども・子育て支援金を吸収するというやり方もできるんじゃないかなというふうに私は思います。ですから、こういう子ども・子育て支援金をどうしても必要だということがあったとしても、税率をそのままにしてクリアしていくというやり方が取れるんじゃないかなと思います。ということで、反対です。

○櫻井繁行委員長

そのほか討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、討論を終結をいたします。

本案は異議がございますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第22号のうち、保健福祉部の所管に関わる部分を議題といたします。

保健福祉部から補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

補正予算の内容につきましては、国保年金課、介護長寿課、子育て支援課、健康増進課からそれぞれ説明をさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

それでは、まず、初めに国保年金課のほうから説明を求めたいと思います。説明をお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、私のほうから、議案第22号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）、国保年金課分の補正予算について説明させていただきます。

議案集99ページを確認願います。

まず、歳出になりますが、上から2番目の事業、3款民生費、1項7目国民健康保険費、0101国民健康保険特別会計繰出に要する経費に計上します繰出金については、この後、議案第23号に関連いたします保険基盤安定負担金など交付見込みに伴う繰出金の補正でございます。

次の目、8目、0102後期高齢者医療特別会計繰出に要する経費に計上する負担金、茨城県後期高齢者医療広域連合負担金マイナス322万9000円につきましては、本年度も広域連合の改定において、特別調整交付金等の確定による繰出金の補正に伴う市町村負担金の減でございます。

歳入につきましては、ページが戻る形になりますが、91ページの国負担金及び92ページの県負担金に計上する保険基盤安定負担金です。国民健康保険特別会計への繰り出し基準に伴う交付見込みに基づいた補正となります。

あわせて、93ページから下2段目に計上しています後期高齢者医療特別会計繰入金でございます。後期高齢者医療特別会計から令和6年決算に伴う療養給付負担金の精算として、繰入金2245万3000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結をいたします。

続いて、説明を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

介護長寿課所管の令和7年度一般会計補正予算についてご説明いたします。

歳入からになります。

議案集は91ページをお願いいたします。中段になります。議案概要書は24ページになります。

13款1項1目1節老人ホーム入所措置事業負担金83万4000円の減。内容につきましては、歳出のほうでご説明いたします。

議案集92ページをお願いいたします。下段になります。

16款2項2目2節地域医療介護総合確保基金事業補助金532万円の減。内容は、介護施設整備費の減額

となっております。補助率10分の10でございます。

議案集93ページをお願いいたします。下段になります。

19款2項3目1節介護保険特別会計繰入金1620万5000円の増。令和6年度決算に伴う介護保険特別会計からの保険給付費、人件費等の費用を精算により一般会計へ繰入れするものでございます。

次に、歳出になります。

議案集98ページをお願いいたします。

中段より少し下、議案概要書は30ページになります。

3款1項3目、説明欄01高齢者対策事業、0101要援護高齢者等対策に要する経費630万円の減。老人保護措置費におきまして、入所者1名が年度末に死亡されたことと、新規の入所予定者1名がいまだ入所されていないことによるものでございます。

次に、0102長寿社会づくりに要する経費532万円の減。地域医療介護総合確保基金事業補助金におきまして、介護施設整備費の減額によるものでございます。

次に、4目介護保険費、説明欄の01介護保険事業、0101居宅介護サービス等利用者助成に要する経費89万3000円の増。郵送料の不足額及び扶助費において、支出状況の見込みから不足額が生じるため増額するものでございます。

次に、議案集99ページをお願いいたします。

上段になります。説明欄01介護保険事業、0102介護保険特別会計繰り出しに要する経費89万9000円の減。人件費の市負担分の繰入れを減額するものでございます。

説明は以上です。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

ちょっと気になったんですが、98ページの居宅介護サービス等の利用助成に要する経費で、居宅介護サービス利用者負担、これ減免費ですか、これ。これは、ちょっと教えてください、意味。教えてください。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

居宅介護サービスを利用したときに低所得者の方々の利用料の助成をするものでございまして、助成率は4分の1となっております。

○佐藤文雄委員

予定した人数から逆にもっと増えたというふうに思いますけれども、これ最初の予定人数はどのぐらいで、今回の補正は幾らなんのでしょうか。何人ですか。

○介護長寿課長（関 克明君）

申し訳ございません。現在、2月の支払いで3,110件の支払いになってございまして、見込みですと3,800件ぐらいを見込んでございます。その増額分ということになります。

○佐藤文雄委員

3,110件、これ利用者数、利用者と書いてあるから、利用者では分からないんですか。

○櫻井繁行委員長

それでは、改めまして答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

この3,110件につきましては、延べ人数でございます。

○佐藤文雄委員

利用者数の延べ件数が3,110件だということだというふうなお答えだと思うんですが、延べだとよく分からないですね。大体、何人ぐらいなのかというふうなことは分かりませんか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

申し訳ございません。月の平均にしますと、大体311件程度になります。

○佐藤文雄委員

大体300人ぐらい程度というふうに理解してよろしいですね。

○介護長寿課長（関 克明君）

それでよろしいです。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

質疑を終結をいたします。

続いて、説明を求めます。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

議案概要書は24、25ページ、議案集は91ページになります。

ご説明いたします。

議案第22号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）。

初めに、歳入です。

91ページ、下段、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金、児童手当交付金3696万円の減となります。内容は、児童手当の国負担分となり、令和6年の10月の制度改正によりまして、所得制限の撤廃や対象者が15歳から18歳に拡充されたことなど、その拡充分を想定いたしまして予算措置をいたしましたが、最終的に予算の残が見込まれますので、減額するものでございます。

次に、92ページ、上段、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金、子どものための教育・保育給付交付金4351万8000円の増。内容は、市内の民間保育施設の保育料の国負担分となります。令和7年12月の公定価格5.3%の引上げによる民間保育園、認定こども園等へ通園する児童の保育料に係る給付費の増額となります。

同じく、その下、就学前教育・保育施設整備交付金1億4598万6000円の減、内容は、認定こども園の園舎建て替え事業になります。こちらの事業につきましては、当初、単年度事業で計上しましたが、認定こども園と施工業者との間で内容を詰めていった結果、協議書を提出する時点で2か年事業に移行しました。これによりまして、本年度の国庫補助額は、当初予算1億7500万円のうち、工事实績に応じた2901万4000円となります。

なお、未実施分の1億4598万6000円を減額するものです。令和8年度は、改めて国へ補助金交付申請

を行います。

同じく、その下、3節子ども・子育て支援交付金、地域子育て支援拠点事業290万4000円の減となります。内容は、子育て中の親子の交流促進や育児相談等の場所を提供する地域子育て支援センター事業になります。2か所の実施を見込んでおりましたが、1か所の実施となりましたので、減額するものでございます。

同じく、その下、放課後児童健全育成事業985万4000円の増。内容は、子ども・子育て支援法の改正によりまして、補助基準額等が改正されたことによる児童クラブの運営に関する経費の国負担分の増額となります。

次に、中段、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金、こちらは児童手当交付金528万円の減となります。内容は、先ほど説明した児童手当の県負担分の減額となります。

同じく、その下、子どものための教育・保育給付交付金2175万9000円の増。内容は、先ほど説明いたしました市内の民間保育施設の保育料の県負担分となります。

次に、下段、16款県支出金、1項県補助金、1目民生費県補助金、5節子ども・子育て支援交付金、地域子育て支援拠点事業290万4000円の減。内容は、先ほど説明いたしました地域子育て支援センター事業の県負担分の減額です。

同じく、その下、放課後児童健全育成事業985万4000円の増。内容は、先ほど説明いたしました放課後児童クラブの運営に関する経費の県負担分の増額となります。

次に、93ページ、中段、17款財産収入、2項財産売払い収入、2目物品売払い収入、1節物品売払い収入、物品売払い収入として200万7000円の増となります。内容は、閉所いたしました第一保育所のマイクロバス2台を売却処分したものでございます。

次に、歳出です。

99ページ、中段、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、01児童措置事業、0102児童手当に要する経費4752万円の減。内容は、令和6年10月の制度改正により、所得制限の撤廃や対象者が15歳から18歳に拡充され、その拡充分を想定し予算措置いたしましたが、最終的に予算の残が見込まれますので、減額するものでございます。

次に、下段、4目児童福祉施設費、01児童福祉施設維持管理事業、0101民間保育所に要する経費6383万7000円の増、初めに、民間保育所入所委託7255万1000円の増。内容は、市内の民間保育園への保育料の負担分で、令和7年12月の公定価格5.3%の引上げによりまして、予算不足が見込まれるための増額でございます。

続いて、その下、子ども・子育て支援交付金871万4000円の減。内容は、子育て中の親子の交流や育児相談等の場所を提供する地域子育て支援センター事業になります。2か所の実施を見込んでおりましたが、1か所の実施となりましたので、減額するものでございます。

次に、その下、4目児童福祉施設費、01児童福祉施設維持管理事業、0102認定こども園に要する経費、2億1283万6000円の減。初めに、就学前教育・保育施設整備交付金2億1897万9000円の減。こちら当初、単年度事業で計上しましたが、認定こども園と施工業者とで内容を詰めていった結果、協議書を提出する時点で2か年事業へと移行したことによる減額となります。

続いて、その下、市内認定こども園給付費340万6000円の増、市内市立認定こども園給付費273万7000円の増、いずれも通園児童の保育料の負担分で、令和7年12月の公定価格5.3%引上げによる予算不足が見込まれるための増額となります。

次に、その下、4目児童福祉施設費、01児童福祉施設維持管理事業、0103家庭的保育に要する経費834万5000円の増。内容は、市内地域型保育給付として小規模保育施設へ通園する児童の保育料となります。令和7年12月の公定価格5.3%引上げにより予算不足が見込まれますので、増額するものです。

次に、100ページの上段、6目放課後児童健全育成事業、01放課後児童健全育成事業、0101放課後児童健全育成に要する経費807万円の増。内容は、子ども・子育て支援交付金要綱の改正によりまして、1クラブ当たりの基準単価の増額、安定的な事業運営を目的とした長時間開所への加算、物価高騰対策としての物品の購入経費への補助となります。

説明は以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

国庫支出金と県のほうも併せてですけれども、就学前教育・保育施設整備交付金が今何かいろいろ言ったんですが、どこなんだろうかね。該当の保育園は。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

くりのみ自然幼稚園になります。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結をいたします。

続いて、説明を求めます。

○健康増進課長（渡邊有美君）

議案第22号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、健康増進課所管分についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてです。

議案集91ページをお願いいたします。

15款1項4目1節保健衛生費負担金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金250万4000円は、事業実施期間、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの実績による精算金です。補助率は10分の10です。

続いて、議案集92ページをお願いいたします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金、説明欄、母子保健衛生費補助金35万2000円です。こちらは令和7年6月に国が定めた基準に基づき行われたシステム改修への補助金です。補助率は2分の1です。今回、補助金額が確定したため補正させていただきました。

同じく、議案集92ページです。

説明欄、妊婦のための支援給付金100万円は、歳出でご説明いたします妊婦支援給付金の国補助金分です。補助率は10分の10です。

同じく、議案集92ページです。

説明欄、感染症対策事業費補助金69万8000円は、五種混合、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、ヒブワクチンの追加に関わるシステム改修分の補助28万8000円及び子宮頸がん検診におけるHPV、ヒトパピローマウイルス検査単独導入に伴う健康管理システム改修事業費補助41万円となります。補助率は3分の2です。こちらも補助金額が確定したため補正させていただきました。

同じく、92ページ、下段になります。

16款2項3目1節保健衛生費補助金、説明欄、養育医療給付事業費補助金30万円、こちらは体重2,500グラム以下で出生した児の医療費に対する補助で、歳出でご説明いたします40番の国2分の1の補助20万と、県4分の1の補助10万円になります。

続いて、歳出になります。

議案集99ページ、議案概要書31ページ、30番をお願いいたします。

3款1項8目、説明欄0101後期高齢者保健に要する経費487万5000円です。こちらは、未受診者勧奨の効果もあり、当初の見込みより集団健康診査の基礎分400人、追加項目分200人及び個別健康診査の基礎分200人、追加項目30人分の委託料について不足が見込まれるため補正するものです。

議案集100ページ、議案概要集32ページ、40番をお願いいたします。

4款1項1目、説明欄0203休日緊急医療対策に要する経費については、石岡市緊急診療所負担金、小児科休日診療分3万9000円減額、石岡市在宅当番医制運営費負担金、在宅当番医制の歯科について、2万9000円減額、石岡市緊急診療負担金については10万3000円の不足が見込まれるため増額しております。

同じく、議案集100ページ、議案概要書32ページ、41番をお願いいたします。

4款1項2目予防費、説明欄0101法定予防接種に要する経費883万3000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業、令和5年度、令和6年度への繰越し分についての返還金になります。歳入でお伝えしました精算金は実際の接種件数に基づくもので、こちらは接種を実施するに当たっての委託料など体制整備に伴うものです。

議案集、同じく100ページ、議案概要書32ページ、42番をお願いいたします。

4款1項3目保健事業費、説明欄0101健康づくり推進に要する経費49万1000円の減額です。こちらは、健康増進計画策定のためのアンケート調査について、紙での実施を考えておりましたが、グーグルフォームを利用してウェブによるアンケート調査を実施したために不要となったものになります。

議案集101ページ、議案概要書32ページ、43番をお願いいたします。

4款1項4目母子保健事業費、説明欄0101母子保健に要する経費81万1000円は、令和6年度母子保健衛生費国庫補助金の返還金です。当初の見込みの190人よりも出生数が156人で少なかったため、1か月健診の実績が伸びなかったことによるものです。

議案集101ページ、議案概要書32ページ、44番をお願いいたします。

説明欄0103養育医療給付に要する経費40万円は、体重2,500グラム以下で出生した新規申請者1名の12月分10万円、1月分15万円、2月分15万円の診療分の見込み額になります。

同じく、議案集101ページ、議案概要書32ページ、45番をお願いいたします。

説明欄0104妊婦のための支援給付に要する経費のうち、18、妊婦支援給付金100万円は、妊婦に対し1人10万円を給付するもので、2月から4月分、465万円の支出が見込まれ、当初予算1750万円から75万円の不足が見込まれる予定です。少し上乘せさせていただいて、100万円補正としました。また、22、国庫補助金等返還金3万5000円は、令和6年度出産子育て応援交付金、伴走型相談支援の返還金になります。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、健康増進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いをいたします。

○櫻井健一委員

ちょっと1点確認なんですけれども、予算の92ページのところの説明で、養育医療給付事業費の補助金が3,000グラム以下で産まれたお子さんというところの説明があったと思うんですが、101ページの0103の養育医療給付に要する経費のところは2,500グラムというような数字になっていて、その差は何でなのか教えていただけますか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○健康増進課長（渡邊有美君）

お答えいたします。

私の答弁の違いで、体重2,500グラム以下が未熟児になりますので、2,500グラム以下になります。

○櫻井健一委員

そうしたら、92ページのほうの説明が間違っていたというような解釈でよろしいんですか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

そのとおりでございます。失礼いたしました。

○矢口龍人委員

本会議の初日の26日の全員協議会で、分娩のできる医療体制の構築という説明がございましたけれども、昨日、茨城新聞で石岡市の産科施設誘致へという記事が載りましたけれども、これちょっと乖離があると思いますので、ご説明いただけますか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

昨日の茨城新聞に掲載が載っているものについてですけれども、この間、全員協議会でご説明させていただいた内容といたしましては、その場所、協定書の主な内容ということで、開設する法人であるとか診療所の概要であるとか相互協力をしますというところは、3市町とも理解をしている内容でございます。

新聞にあった中で、一部解釈の誤りがありそうな部分というようなところでは、その中で新聞の記載の中だと、負担割合の話とか医療法人と協議していくというような記述が一部見られるんですね。ただ、その部分については今回の基本協定については全く該当していない、負担協議については今のところ全然話がしていませんので、その部分も含めて、今後協議していく必要があることから、基本的なところの協定を結びましょうと。負担金等のものについては今後協議していきましょうというような協定内容でございますので、間違いはございません。

○矢口龍人委員

今のお話のとおり、私は質問の中で予算はどの程度見ているんですかという質問をしたと思うんですが、この新聞にはもう既に開設支援で3億円、10年間で運営支援が年1億円、10年間で10億円ですか、という具体的な数字が上がっているんですよ。そうすると、何で石岡市ではこういう答弁をしているのに、一緒に協議会開こうとかすみがうら市にこういう情報が入っていないんですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

この内容については、その事業者であるとかそういう大きな話の中ではおおよその見込みとかそういう運営に係る部分というのは話題としては出ておりましたけれども、この部分についての協議というのは実質していませんので、そういったことから負担金については全然協議していないというようなお

話をしているという内容でございます。

○矢口龍人委員

担当課ではしていなくても、財政のほうはやっているんじゃないんですか、これ。財政のほうで、だって、じゃないと、こういう金額が了解できないでしょう、簡単には。これ石岡市で発表したということは、これでもうかすみがうら市でも合意があるということで私はこういうふうを発表しているかと思っているんですよ。ですから、もし担当で分からないんだったら、財政呼んでちょっと説明していただけますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 2時41分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時42分]

ここでお時間も1時間ちょっとたっておりますので、あちらの時計で2時50分まで休憩をさせていただきますと思います。

暫時休憩します。 [午後 2時42分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時50分]

答弁を求めたいと思います。

○総務企画部長（横田 茂君）

ただいまのご指摘ありました新聞で報道された件のことと存じますが、財政担当のほうにこのような協議を行ってきたということは、まずありません。今後、このような予定があるかにつきましても、そういったことは今現在はありません。

以上でございます。

○櫻井繁行委員長

先ほど矢口委員からご指摘のあった3月4日の茨城新聞の朝刊になるんですかね。こちらの記事は各委員の皆様に私から配付をさせていただきましたので、ご確認をいただきながら協議を進めてまいりたいと思います。

○矢口龍人委員

この新聞を見ると、今、部長がおっしゃったように全くないというお話なんですけれども、この記事を見ると、もう決定したような言い方をしているし、谷島洋司市長は、退路を断って取り組むと応じ、石岡地区の地域医療再生へ不退転の決意を示したという内容、これすごく重くないですか、これ。これ本会議での答弁だと思いますけれどもね。今、部長がおっしゃった内容が事実であれば、これは抗議するべきじゃないですか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○保健福祉部長（羽成英明君）

この内容についても、こういった記事の掲載がありましたということで、石岡市及び小美玉市にもこの内容を担当部長等にはお話をしまして、こちらで合意しているというんですかね、基本協定の部分と負担金のことについては今の段階では決まっていなくて、これからの協議事項であるよということは改めて確認はしてございます。

○矢口龍人委員

私が言うのは、市の立場からすれば、議会で説明した内容とあまりにも乖離し過ぎているということで、勝手に石岡市がいろんな発表しているようなんですけれども、それによって混乱したり、そういう事業が円滑に進んでいなくなっちゃうんじゃないですか。それを私、心配しているんですよ。どうですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

委員おっしゃるとおり、この記載によって誤解が生じている可能性がございます。そのことにつきましては、改めて小美玉市、石岡市と含めてその旨をお伝えして、今後の協議に、円滑に進むように考えていきたいと思います。

○矢口龍人委員

私は、以前から申し上げているとおり、今、分娩の、妊婦さんの支援ですか。156人というお話ございましたけれども、妊婦さんはどこでも好きなところで産みたいわけですよね。もう石岡市の火葬場の後に産婦人科つくったから、そこでかすみがうら市のお母さんたち全部産めというようなことはできないわけですよ。好きなところで産んでいいわけですよ。そうしたら、火葬場の上に立った施設でなんか産む人いないですよ。だけれども、これ見ると年間3000万円以上の負担金は、これ当然1億円となれば3市でやれば3000万円ずつですかね、支援しなきゃならないでしょう。そうしたら3000万円あったら、もっともっと手厚くお母さんたち補助してあげて、好きなところで産んでもらったほうがいいと思うんですよ。ですから、ここに入る前にもっと議会で皆さんと議論したほうがいいんじゃないですか。いかがでしょう。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○保健福祉部長（羽成英明君）

委員が言われているような建設なり維持管理費に係る部分のところについては、これからの協議のことなので、今の現時点ではその負担金はどうなるというのは決まっていません。

石岡市の産科医療の部分については、石岡医療圏の計画の中でほかのものと併せて進めてきたことでございまして、この産科医療についてもその一つのメニューになっています。その部分について取り組んできて、取りあえず今、合意できるところについては合意して基本協定を結びましょうと。負担金については今後検討していきましょうというような状況でございますので、それが今のお答えできるところでございます。

○矢口龍人委員

私が言いたいのは、毎回言っているとおり、土浦市のほうを向いてくださいと。石岡市のほうを向くんじゃなくて、土浦市のほうを向かないと、おてんとう様上がってこないよということです。土浦市と相談すれば幾らでもいい方法あると思うんですよ。土浦協同病院に産む人に補助したっていいし、つくば市で産む人に補助したっていいし。もしそういう医療関係で足りない分があったら、そっちを出してやればいいんですもの、だって。とにかく土浦市のほうを向いてくださいよ。政策的には。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 2時57分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時58分]

改めまして、答弁をいただきたいと思います。

○保健福祉部長（羽成英明君）

こちら記事の内容につきましては、事実とは違う誤解が生まれている部分については抗議をして進めていきます。

あと、今、議員がおっしゃったような土浦市とか石岡市とかという、土浦市を向いてというようなお話でありますので、その部分についても併せて検討をして、そちらのほうの医療圏についても進めていけるように考えていきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

そちらについてはしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いをいたしたいと思います。

そのほか、改めまして、健康増進課のほうの補正ということに戻させていただきたいと思います。そのほか、委員の皆様方から何かございますか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結をいたします。

以上をもちまして、議案第22号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）についての質疑が全て終結をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結をいたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第23号 令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

保健福祉部から補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

国保年金課、豊崎課長から説明いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明をお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、私のほうから議案第23号 令和7年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案概要書は38ページ、議案集109ページをご確認願います。

補正額は、歳入歳出予算額にそれぞれ4361万3000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ39億9743万3000円にするものです。

議案集114ページをご確認願います。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節現年度分の補正でございます。医療給付費分で1500万円と、後期高齢者支援金で800万円、合わせて2300万円を補正するものでございます。予算は前年度を参考に見積もりますが、本年度課税基礎において被保険者数は減少傾向にあるものの、前年度より1人当たりの所得が増えたことで保険税増収が見込めることから、保険税の補正を行うものです。

続きまして、4 款県支出金に計上する普通交付金4500万円については、歳出に計上する医療費、療養給付費等の補正が見込まれ、この財源は県が賄うこととしていることから、相当分を普通交付金で計上するものです。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金については、それぞれ繰出し基準の確定見込みに伴う額の補正になります。

議案集115ページをご確認願います。

歳出予算の補正になります。

1 款総務費、職員等人件費については、秘書人事課の所管になります。

2 款保険給付費、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費については、1人当たりを前年度基準で見込んだものの、1月末までに執行率が前年度を上回る実績であり、当期は医療費が多い傾向にあることから、保険給付費の不足に至ることがないように補正を行うものです。

続く7 款諸支出金、1 項 3 目0101、その他償還に要する経費に計上する国庫負担均等返還金については、令和6 年度事業の実績に基づき445万6000円を計上いたしました。内訳は、特定健康診査等負担金86万4000円、及び保険者努力支援交付金分の356万5000円、及びマイナ保険証整備に係る補助金分2 万7000円の返還金を計上するものです。財源については、繰越金を充ててでございます。

説明は以上になります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いをいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結をいたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第24号 令和7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2 号）を議題といたします。

保健福祉部から補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

国保年金課、豊崎課長から説明いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第24号 令和7年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案概要書40ページ、議案集117ページをご覧ください。

補正額は、歳入歳出予算額にそれぞれ6925万3000円を追加し、歳入歳出総額それぞれを12億2677万3000円にするものです。

議案集122ページをご確認願います。

1款1項後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料を4600万円を増額するものです。1人当たりの所得が増加したことから、増額が見込まれるものです。

123ページをご確認願います。

2款後期高齢者広域連合納付金につきましては、納付金の補正となりますが、歳入で計上した保険料を充てております。

続きまして、3款2項1目0101、保険料還付に要する経費80万円につきましては、令和6年度課税分などの移動に伴う還付金を補正するものでございます。

3款2項1目一般会計繰出しに要する経費につきましては、前年度、令和6年度の実質収支のうち、療養給付負担分繰入金の実績に伴う精算金を、一般会計に繰出金として補正するものでございます。

説明は以上になります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

よろしいですね。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

討論を終結をいたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第25号 令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

保健福祉部から補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

介護長寿課、関課長から説明をいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

介護長寿課所管の令和7年度介護保険特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

議案集は124ページをお願いします。議案概要書は41ページになります。

補正額は、歳入歳出それぞれ2038万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億4606万6000円とするものでございます。

議案集は130ページをお願いいたします。

歳入からになります。

3款2項1目1節介護給付費調整交付金（地域支援事業分）29万円の増。介護予防に係る国庫補助金でございます。

それから、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節地域支援事業交付金116万円の増。介護予防に係る国庫補助金でございます。

それから、4款1項2目1節地域支援事業支援交付金156万6000円の増。介護予防に係る支援交付金でございます。

それから、5款3項1目1節地域支援事業交付金、介護予防に係る県の補助金でございます。

7款1項2目1節地域支援事業繰入金72万5000円の増。介護予防に係る本市の負担分となっております。

5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金162万4000円の減。人件費に係る本市の負担分の減額となっております。

8款1項1目1節前年度繰越金2349万8000円の増。前年度繰越金の全額計上でございます。

議案集は131ページをお願いします。

11款1項1目1節財政安定化基金貸付金595万9000円の減。貸付金の減額となっております。

歳入は以上になります。

議案集132ページをお願いいたします。

4款1項1目、説明欄01、介護予防・生活支援サービスに要する経費580万円の増。支出状況から不足が見込まれる介護予防・生活支援サービス費及び計画作成に係る費用になります。

それから、6款3項1目、説明欄01、一般会計繰出しに要する経費1620万5000円の増。令和6年度決算に伴う保険給付費、人件費等の費用を精算により一般会計への戻し分となっております。

説明は以上です。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第26号のうち保健福祉部の所管に関わる部分を議題といたします。

保健福祉部から補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

説明につきましては、介護長寿課、社会福祉課、子育て支援課、健康増進課、国保年金課でそれぞれ説明をさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

それでは、令和8年度の当初予算でございます。

まず初めに説明を求めたいと思います。

○介護長寿課長（関 克明君）

令和8年度一般会計当初予算についてご説明いたします。

初めに、歳入になります。

予算書は17ページをお願いいたします。

上段になります。13款1項1目1節老人福祉費負担金、予算額512万8000円、前年度比57万9000円の減、10.1%の減となっております。内容は、養護老人ホーム措置入所者9名分の個人負担金となっております。

続いて、予算書19ページをお願いいたします。

中段より少し下でございます。15款1項1目6節介護保険事業費負担金、予算額1695万7000円、前年度比29万4000円、1.7%の減となっております。低所得者の保険料軽減に対する国庫負担分で、負担率は2分の1でございます。

続いて、予算書22ページをお願いいたします。

下段になります。16款1項1目6節介護保険事業費負担金、予算額847万8000円、前年度比14万7000円、1.7%の減となっております。先ほどの低所得者の保険料軽減の県負担分で、負担率は4分の1となっております。

続いて、予算書23ページをお願いいたします。

2項2目2節老人福祉費補助金、地域医療介護総合確保基金事業補助金8180万7000円。介護施設に係る備品購入や修繕等に係る事業への県補助金となっております。補助率10分の10でございます。

歳入は以上となります。

続いて、歳出になります。

事業概要説明書は23ページになります。予算書は61ページになります。

下段になります。3款1項3目、説明欄01、高齢者対策事業、0101、要援護高齢者等対策に要する経費、予算額3303万4000円、前年度比245万6000円、6.9%の減となっております。19節扶助費、老人保護措置費3127万6000円、前年度比で302万5000円、8.8%の減で、養護老人ホームへの措置入所に係る費用となっております。入所者数の減少となっております。

次に、0102、長寿社会づくりに要する経費、予算額1億213万8000円、前年度比6246万円、157.4%の増となっております。18節補助金の下から2番目、8180万7000円、地域医療介護総合確保基金事業補助金として、介護施設等の備品購入や大規模修繕等に係る事業への補助金となっております。

それから、事業概要説明書は24ページになります。

4目介護保険費、予算書は63ページ上段です。0102介護保険特別会計繰出しに要する経費、予算現額6億2476万2000円、前年度比で2466万2000円、4.1%の増となっております。市負担分の介護給付費、地域支援事業、低所得者保険軽減分、職員人件費、事務費分となっております。

説明は以上です。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

低所得者保険料軽減負担金、それぞれ県と国ございますが、これ人数なんかは分かりますか。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

それでは、答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

令和8年度予算としての計上人数につきましては、第1段階が1,800人、第2段階が900人、第3段階が800人、合計で3,500人となっております。

○佐藤文雄委員

すみませんけれども、全体の人数は。介護関係、何人ですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

約1万2700人ぐらいです。全体で。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

今、地域医療介護総合確保基金事業補助金の説明がございましたが、これはちょっと中身について教えてくださいませんか。

○介護長寿課長（関 克明君）

介護施設に係る備品購入、修繕等でございます。申請されている事業者、こちら株式会社いっしん

ハートワン下稲吉という事業者でございまして、内容につきましては介護施設の整備開設準備経費、備品購入、介護用車両、あとはベッドとかの準備でございまして。

もう1者ございまして、社会福祉法人霞会ふるさとという事業者でございまして、こちらは大規模改修でございまして、重油ボイラーからガスボイラーへの更新をする工事となっております。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

こちらの資料の介護長寿課のところの23ページ。この23ページは介護じゃないかな。介護だよ。23ページ。

これひとり暮らしの高齢者対策となっておりますが、これは何人なんですか。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。暫時休憩しますか。

暫時休憩します。 [午後 3時22分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時23分]

改めまして、答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

失礼しました。

ひとり暮らしの高齢者ですと、令和7年の4月1日現在で、ちょっと古いんですが、1,463名となっております。

○佐藤文雄委員

それから、私もこの老人クラブのほうに入っているんですが、これどのぐらいのクラブ数があるんでしょうか。単位老人クラブ。

それと、老人クラブ連合会の補助金を交付するとなっておりますが、その中身について教えてください。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

単位老人クラブにつきましては、団体数で18団体となっております。

老人クラブ連合会補助金のほうです、こちらと同じ市内の老人クラブですので、同じ18団体でございまして、令和7年度の会員数ですと539名の会員数となっております。

○佐藤文雄委員

補助金を交付するとなっておりますから、補助金まで教えてください。

○介護長寿課長（関 克明君）

単位老人クラブの補助金につきましては、62万円でございます。老人クラブ連合会補助金のほうが185万8000円となっております。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

これは団体当たりなんですか。それとも人数当たりで計算されているんですか。積算根拠を教え

ていただけますか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

単位老人クラブの補助金につきましては、基本割、算出方法がございまして、基本割が7,000円、適正割が7,000円という算出の基準がございまして。人数割りで800円、あとはクラブ数によって算出をされております。

あと、老人クラブ連合会補助金のほうにつきましては、こちらは市のほうの高齢障害福祉関係団体活動促進補助金という要項がございまして、こちらは予算の範囲内ということになってございます。

老人クラブのほうから交付申請をいただいて、その金額を基にその要綱によりまして予算の範囲内ということになってございます。

○佐藤文雄委員

予算の範囲内だから、予算があるんでしょうから、その予算は幾らですか。

○介護長寿課長（関 克明君）

老人クラブ連合会補助金のほうにつきましては、申請額として185万8000円ということになってございます。

○佐藤文雄委員

つまり、各団体が何らかの支援を求めるための申請をすると、その申請の基準に基づいて予算の範囲内で補助をするということなんですか。

○櫻井繁行委員長

関課長、答弁が重複しちゃっているようなところもあるので、当初予算ですからしっかり算出根拠を、エビデンスをしっかりともらって、数字をしっかりと明確にさせていただかないと、また答弁繰り返しになっちゃうので、同じような形になっちゃいますから、改めて答弁をお願いしたいと思います。

○介護長寿課長（関 克明君）

先ほどの単位老人クラブの補助金につきまして、補助金の62万円につきましては、申し上げました基本割、適正割、人数割りなどを基に算出をしまして、62万円ということでございます。

また、老人クラブ連合会補助金につきましても、申請によりまして185万8000円、こちらは市の要綱に基づいて支出を行っていくということでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

シルバー人材センターの運営助成事業ですか。令和7年度と令和8年度でどういうふうになっていきますか。これは書いていませんよね。シルバー人材センターはどこを見れば分かるんですか。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

これは補足資料はないんですよね、特段。じゃ、口頭で答弁をいただければと思います。

改めまして、お願いいたします。

○介護長寿課長（関 克明君）

失礼しました。

シルバー人材センター補助金としまして、予算書62ページ、18節で630万円を計上してございます。令

和7年度も同額でございます。

○佐藤文雄委員

これ入れておいてもらう、実施計画の中に入れておいてもらえばいいと思うんです。ここにシルバー人材センター運営助成事業と書いてありますから、できれば、シルバー人材センターは結構大きな位置づけがあると思うので、ここに入れておいていただけますか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

今後、そのように対応してまいります。

○櫻井繁行委員長

よろしくお願いいたします。

そのほかございますか。

○櫻井健一委員

今と同じ62ページの、そのシルバー人材の2つ下の地域医療介護総合確保基金事業といったところ、ちょっと聞き逃しちゃったのかもしれないんですけども、これはどういうあれ、どういう内容の補助金だったのか教えていただけますか。

○介護長寿課長（関 克明君）

申請者が2事業者ございまして、1つが株式会社いっしんハートワン下稲吉、こちらは新築となっております。内容が、介護施設の整備関係、準備経費、備品購入、介護用車両用とかベッドの準備でございます。

それから、もう1者ございまして、社会福祉法人霞会ふるさと、こちらは大規模改修でございまして、重油ボイラーからガスボイラーへの更新工事を行うという内容でございます。

○櫻井健一委員

すみません、聞き逃していました。すみません。

それで、これは毎年、今までもあったものなんでしょうか。この、実施計画のほうの23ページを見ると急に金額が大きくなっちゃったみたく見えて、この金額が長寿社会づくりに要する経費に入って、計上されているんだと思うんですけども、ここだけ見ただけだと分からなくなっちゃっているんで、何か分かる方法で記していただけるといいのかなと思うんですけども、どうなんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

前からある補助金でございまして、事業者につきましては年々、年度ごとで変わっていく内容もございます。

今回につきましては、ちょっと大きな金額になっていますので、今後はこの実施計画の内容につきましてちょっと見やすいように工夫をさせていただきたいと思います。

○櫻井健一委員

去年と見比べて大きく金額が変わっていると、事業が何か大きく変わったのかという錯覚がしてしまうのと、令和9年度、10年度も金額がやっぱり大きくなって計上されているので、きっとこの見込みでやられるのであれば、それを分かりやすくしていただけたほうが親切かと思いますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

今後、見やすいように対応していきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

社会福祉課の君崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第26号 令和8年度かすみがうら市一般会計予算のうち社会福祉課所管の分についてご説明いたします。

まずは、主な歳入から説明させていただきます。

予算書の19ページの中段をご覧くださいと思います。

15款1項1目1節社会福祉負担金8億762万2000円でございます。こちらにつきましては、障害福祉サービスや障害児福祉サービス、また身体障害者更生医療給付などに係る国からの負担金でございます。右側説明欄の上段、特別障害者手当等給付費負担金につきましては、補助率4分の3でございます。その下、障害者自立支援給付費負担金、障害者医療費負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金につきましては、いずれも補助率2分の1でございます。

続きまして、その3段下になります、4節生活保護費負担金4億9030万円でございます。こちらにつきましては、生活保護費のほか生活困窮者に対する自立相談支援事業、住居確保給付金、就労支援事業などに係る国からの負担金でございます。補助率はいずれも4分の3でございます。

続いて、予算書の20ページの上段をお願いいたします。

15款2項2目1節社会福祉補助金817万7000円でございます。右側説明欄の上段、地域診療情報連携推進費補助金につきましては、身体障害者更生医療に関する医療費助成システムへの対応に係るシステム改修の補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

また、下段の地域生活支援事業補助金につきましては、日常生活用具の給付や相談支援などのサービスに係る国からの補助金となっております。補助率は同じく2分の1でございます。

続きまして、同じページ下段の4節生活保護費補助金2908万4000円でございます。こちらにつきましては、生活に困窮している方に対する相談支援事業や就労準備支援事業に係る国からの補助金となっております。補助率につきましては、相談支援事業が4分の3、就労準備支援が3分の2となっております。

続いて、予算書の22ページの下段をお願いいたします。

16款1項1目1節社会福祉負担金3億9923万8000円でございます。こちらにつきましては、障害福祉サービスや障害児福祉サービス、また身体障害者更生医療給付などに係る県からの負担金となっております。補助率はいずれも4分の1でございます。

続いて、その2段下になります3節生活保護費負担金169万4000円でございます。こちらにつきましては、生活保護法第73条の規定に基づきまして、居住地がないかまたは居住地が明らかでない被保護者に

対しまして、市が支弁した保護費のうち県が4分の1負担するものでございます。

続いて、予算書の23ページをお願いいたします。

16款2項2目1節社会福祉費補助金370万5000円でございます。こちらの主な歳入は、右側説明欄に記載の地域生活支援事業補助金でございます。こちらは、日常生活用具の給付をはじめとしまして、相談支援や移動支援などのサービスに係る県からの補助金となっております。補助率は4分の1でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、主な歳出の事業についてご説明いたします。

予算書の58ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、02、社会福祉事業でございます。

事業概要説明書は、19ページをご覧ください。事業概要説明書に基づき説明させていただきます。

事業費の内訳及び予算額は、事業概要説明書の上段に記載のとおりとなっております。

この中で、福祉事務所に要する経費につきましては、令和7年度予算額68万3000円に対し、令和8年度予算額は181万8000円でございます。前年度比113万5000円の増となっております。この増額の理由としましては、令和8年度に地域福祉計画の策定に伴うアンケート調査費用として、アンケート調査費用の印刷費及びその郵送料を計上したためでございます。

次に、やまゆり館管理運営に要する経費につきましては、令和7年度予算額1997万7000円に対し、令和8年度予算額は969万4000円でございます。前年度比1028万3000円の減となっております。この減額の主な理由は2点ございます。まず、1点目としましては、会計年度任用職員に係る経費を精査したことによるものでございます。2点目は、電力事業者の変更に伴いまして電気料金が減額になったためでございます。

続いて、予算書の59ページの中段をお願いいたします。

03、福祉関係団体等活動促進事業でございます。

事業概要説明書は、20ページをご覧ください。事業概要説明書に基づいて説明させていただきます。

福祉関係団体等活動促進に関する経費につきましては、令和7年度予算額6887万3000円に対し、令和8年度予算額は7502万7000円でございます。前年度比615万4000円の増となっております。増額の主な理由としましては、社会福祉協議会の補助金の増額によるものでございます。

続いて、同じく予算書の59ページの下段をお願いいたします。

3項1項2目障害者福祉費、01障害者対策事業でございます。

事業概要説明書は、21ページをご覧ください。

まずは、障害者給付に要する経費につきましては、令和7年度予算額1339万3000円に対し、令和8年度予算額は1891万1000円でございます。前年度比551万8000円の増となっております。増額の主な理由につきましては、特別障害者手当及び障害児福祉手当について、国の基準改定に伴いまして月額の見直しが行われたことによるものでございます。

次に、障害者自立支援に要する経費につきましては、令和7年度予算額13億4883万2000円に対し、令和8年度予算額は16億309万3000円でございます。前年度比2億5426万1000円の増となっております。この増額の主な理由が2点ございます。1点目は、身体障害者更生医療に係る医療費助成システムへ対応するためのシステム改修業務委託費が330万円ということで予算計上したことによるものでございます。

2点目は、障害福祉サービスや障害児福祉サービスなどの支給量の増加を見込んだものによるものです。続いて、予算書の72ページの下段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護総務費、02生活保護等事業でございます。

事業概要説明書は、22ページをご覧くださいと思います。

まず、生活保護等総務事務に要する経費につきましては、令和7年度予算額1785万円に対しまして、令和8年度予算額は1586万2000円でございます。前年度比198万8000円の減となっております。減額の主な理由としましては、令和7年度に実施いたしました生活保護システムの標準化移行改修業務が完了したことに伴いまして、こちらの改修業務委託費が減になったものでございます。

次に、生活困窮者自立支援に要する経費につきましては、令和7年度予算額4592万8000円に対し、令和8年度予算額は5314万8000円でございます。前年度比722万円の増となっております。増額の主な理由としましては、自立した生活が困難な方を対象に実施しております自立相談支援、就労準備支援、また家計改善支援に係る委託費の増額となっております。

説明については以上です。

○櫻井繁行委員長

これ課長、ちょっと1点お聞きしたいんですけども、22ページのこの実施計画見ると、今お話あった令和8年度は生活保護費等総務事務に要する経費は1586万2000円とお話だけども、予算書72ページ見ると1646万8000円とちょっと数字が合わない気がするんですけども、これは何かありますか。すみません。ご答弁いただけますか、改めまして。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

説明が漏れていて大変申し訳ございませんでした。

こちらのほう、ご指摘のとおり予算のほうは数字を申し上げますと1646万8000円で、こちらの事業概要説明書との差なんですけれども、予算書の72ページをご覧くださいと思います。72ページの下段にございます0201、生活保護等総務事務に要する経費の一番下のところに、3の時間外勤務手当60万6000円ございます。こちらにつきましては、予算の執行上が秘書人事課のほうになりまして、この実施計画上の額とここの差が出ております。社会福祉課としては、1586万2000円ということでの実施計画の表記でございます。

○櫻井繁行委員長

分かりました。それでは、この0201、1646万8000円から60万6000円を引いて1586万2000円になるというふうなお話でよろしいですか。

改めて答弁を求めます。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

委員長のお見込みのとおりでございます。

○櫻井繁行委員長

ぜひ、説明のときにはそこを説明いただければこういったことないと思いますので、今後よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、改めまして社会福祉課に対する、説明が終わりましたので、質疑をお願いしたいと思います。挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これ実施計画の20ページのところは、福祉関係団体活動推進に要する経費、これは社会福祉協議会というふうに聞いたんですけども、社会福祉協議会ですか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

こちらの経費につきましては4団体の予算が計上されておりまして、まずすみません、更生保護女性会が1つと、社会を……

○櫻井繁行委員長

課長、すみません、予算書のページを言っていた方がいいですか、すみません。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

予算書の59ページ、下段にございます0302福祉関係団体等活動促進に要する経費でございます。こちらにあります中の、こちらの予算でいいますと更生保護女性会運営補助ということで、こちらが更生保護女性会に補助しているものでございます。そのほか社会福祉協議会、また社会を明るくする運動推進委員会、そして保護司連絡協議会ということになってございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

実施計画の21ページ、隣ですね。ここへ大きく障害者自立支援に要する経費の中で、この真ん中にサークルみたいを書いてありますね。かすみがうら市基幹相談支援センター、これも説明してもらえますかね。一つの大きな組織ができるみたいに図は書いてありますが。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

こちら基幹相談支援センターについて説明させていただきます。

こちらにつきましては令和8年4月1日設置予定しておりまして、内容としましては、障害のある方やご家族が地域で安心して暮らし続けることができるように、相談支援の中核的な役割を担う機関としております。こちら障害者総合支援法に基づき市町村が設置するものとなってございまして、地域の相談支援体制の強化を目的としております。

本市としましては、このセンターを設置することで、重点的に行いたいということが3つございます。

まず、1点目としましては、総合的、専門的な相談支援ということで、こちら保健師や精神保健福祉士などを配置しまして、身体、知的、精神、発達障害、難病などの障害の種別を問わない相談を専門的に対応したいと考えてございます。

もう一つは、相談支援事業所への指導、助言ということで、障害福祉サービスを利用するに当たっては、相談支援専門員がそのサービスを利用する方に合ったサービスの計画を立てることになってございます。その質の向上が重要なポイントでございまして、やはりそういった計画を立てられる相談事業所に対しまして、困難事例の共有だったり助言、後方支援を行いたいということを考えております。

また、3つ目としましては、やはり関係機関との連携が重要になってきますので、そういったことで医療、福祉、教育、就労などとの関係機関と連携をさらに強化を高めまして支援をしていきたい、そういう機関になってございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

かなり大きな事業で、これ予算の中にはどれを充てているんですか。予算金額は。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

特にこのセンターを立ち上げることで、予算的なものは今のところ計上してございません。やはり一番は、保健師、精神保健福祉士などの配置をすることで、先ほど申し上げた専門的な対応をしていくということで、こちらそういったことで専門職の配置をお願いしております。

また、今後の話なんですけれども、やはり先ほど申し上げた事業所などへの支援なり、そういった情報共有、また研修なども実施したいということは考えてはいるんですけれども、そこは、もし仮に来年度、研修等を行うということを決めたときには、県にもそういったいろいろな無料で専門の方を派遣してくださる事業があると聞いておりますので、そういうのを活用して研修は実施したいと考えております。

○佐藤文雄委員

つまり0103の障害者自立支援に要する経費の中で、このいわゆるかすみがうら市基幹相談支援センターを立ち上げた上で、この予算を使って進めていくと。必要な予算は、また立ち上げた後に、足りなければ、その分を補正するということですか。

○櫻井繁行委員長

それでは、改めて答弁を求めます。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

予算の位置づけは、今、佐藤委員おっしゃったとおりなんですけれども、今のところ予算がなくても、ある程度相談の強化体制は取れるような想定をしておりますし、仮に研修等の予算が必要なときには、その予算は今、計上しておりませんので、ただ、予算は使わずとも、県の無料でできるようなそういった研修事業を活用して研修は行っていきたいということで、今のところ予算は特に計上してございません。

○櫻井繁行委員長

それでは、障害者自立支援に要する経費からの支出はないということですよ。今、佐藤委員の答弁で補足をさせていただきます。

改めて佐藤委員ございますか。

○佐藤文雄委員

これ随分でかいというか、重要な項目のように感じるんですよ。

たまたまこういうサークル的な絵があるので、一定程度何だろうなというふうに思いましたけれども、これ独自に、このシステムそのものを軽いのもいいですけども、みんなに分かるように作っていただけませんか。

これは必要な人が相談をしていくわけですから、これはどこに設置されるのか。かすみがうら市の基幹相談支援センターは、例えばウエルネスプラザのところに置いているとか、社会福祉協議会が関係するとか、アクセスするところが分からなければ、絵に描いた餅になっちゃうんだよね。ですから、実質的な中身をちゃんと図式化して作っていただけませんか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

窓口自体は社会福祉課の障害福祉担当のほうで、この基幹相談支援センターも業務のほうを兼務するような形になりますが、そういったことで、もう少し詳しい内容につきましては、そういったもう少しこの図などを整理した形でご案内させていただければと思います。

○櫻井繁行委員長

それを課長、本定例会は3月19日までですけれども、会期中に提出は可能ですか。当初予算に関わる
ところなので、このかすみがうら市基幹相談支援センターの概要といいますか、フローチャートとい
いますか、そういったことだと思うんですけれども、いかがですか。

答弁を求めます。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

会期中に整理して提出させていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、後日提出を求めさせてもらって、各委員の皆様にも係るので、私から配付をさせてい
きます。

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

実施計画の22ページ、③の生活困窮者自立支援に要する経費、この中身を見ると、収入減少により住
居を失うおそれのある者の家賃支払い支援を通じ、生活基盤の安定と自立を支援するという概要がござ
います。これは下の100件という目標と関係ありますか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

関係してございます。

○佐藤文雄委員

ということは、これまでもこういう生活困窮者の自立支援に関するものがあったということになる
と思うんですね。金額的にも令和7年度の予算の全体の中身だと思うんですが、4592万8000円で、令和8
年度の予算が5314万8000円、これが全てではないかなとは思いますが、これは今言った4592万8000円と
いうのは、100件ではないと、令和7年度は。令和8年度は100件という意味ですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

下の目標値は、相談を受けるあくまで目標で100件という設定をしてございます。実際に今現在でそう
いった相談件数は、現時点で77件受けておりまして、過去の実績に基づきまして目標の設定をしている
ところでございます。

○佐藤文雄委員

令和7年度と比べてどうなんですかということもおっしゃっていただけますか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

令和7年度の1月末時点で相談件数が77件でございます。

○櫻井繁行委員長

それでなぜ令和8年度は100件、課長、そこまで答弁いただければ。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

過去の実績につきまして、令和5年度93件、令和6年度125件という実績がございまして。やはりそのあ
たりの実績を取りまして100件ということで設定してございます。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

予算書の74ページの右、0203の生活困窮者自立支援に要する経費ってありますね。12番のところに生活困窮者自立相談支援事業業務委託、その次も業務委託、その次も業務委託というふうに書いてありますけれども、この内容と、あと業務委託先といいますか、それについてちょっと教えていただけますか。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

こちらにつきましては、まずそちらの予算書に記載ございます生活困窮者自立支援相談事業の委託につきましては、まず生活保護になる前の困窮している段階で相談を受けるものとなっております。ここである程度相談を受けまして、やはり窓口でそういった困窮者の状況だったり就労など、家計、住居、また健康とか家族関係など、いろいろなことでお話を聞いて対応するものとなっております。

その段階で次になりますのが家計改善支援と就労準備支援ということで、やはり相談を受けた中で、仮に収入面で工夫すれば、まず保護を受けなくても改善できるんじゃないかというところで、家計改善という支援がございます。年金の受給手続きだったり、家計簿の管理の仕方とか、そういったことでの指導、支援をするものになってございます。

また、就労準備も、まず保護を受ける前に何か働き口が見つければ、そこで自立できますので、そういったことで、まずそういった働き口の支援だったり、また面接などを受ける際のコミュニケーションの取り方とか、そういった支援などをしてございます。

○設楽健夫委員

委託というのも聞いていたんだね、委託。

○櫻井繁行委員長

それでは、続けてください。

○社会福祉課長（君崎高弘君）

失礼しました。委託先はいずれも社会福祉協議会にお願いしてございます。

○櫻井繁行委員長

そういったことの答弁でございました。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

ここで5分ぐらいトイレ休憩を取らせていただきたいと思います。

あちらの時計で4時10分から会議再開いたします。

暫時休憩します。

〔午後 4時 5分〕

○櫻井繁行委員長

それでは、改めまして、会議を再開いたします。 〔午後 4時12分〕

続いて説明を求めます。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

それでは、令和8年度一般会計予算についてご説明いたします。

予算書を中心にご説明させていただきます。

初めに、歳入となります。

予算書17ページ上段をお願いします。

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金、予算額1993万円、前年度比で3490万円、63%の減となります。主なものとして、備考欄にあります市立保育所保育料20万9000円、児童クラブ運営負担金1608万6000円となります。減額要因は、保育料無償化による民間保育所保育料などの減になります。

続きまして、予算書は19ページ中段になります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金、予算額10億5336万7000円、前年度比4億4971万6000円、74%の増となっております。内容は、児童手当交付金5億6401万7000円、児童手当の国負担分となります。

次に、子どものための教育・保育給付費負担金4億8935万円、子ども・子育て支援制度における民間保育園等での保育給付に係る国負担分となります。

続いて、20ページの一番上になります。

15款国庫支出金、2項国庫負担金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、こちら重点交付金となります。予算額2億1359万円。こちらの内容としまして、子育て支援課に関する内容になります。歳出予算のほうで保育所に要する経費、認定こども園に要する経費、家庭的保育に要する経費、こちらの3経費の保育料の無償化に係る費用として1812万2000円を充当しております。

また、先ほど申し上げた3経費の中に保育緊急対策事業補助金、こちらがそれぞれございまして、合計で1782万円を充当しております。充当額は合計しますと3594万2000円となります。

同じく20ページ上段になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金、予算額1億1866万8000円、前年度比4億6850万7000円、79.5%の減となります。主な内容は、就学前教育・保育施設整備交付金、予算額1億1605万6000円、こちら認定こども園の園舎の改築工事となります。補正でもご説明させていただきましたが、単年度事業から2か年事業へ移行したことによる減額となります。

続きまして、22ページの下段になります。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金、予算額3億1291万6000円、前年比6324万円、25.3%の増となります。内容は、児童手当交付金6824万1000円、こちらは児童手当の県負担分となります。

次に、子どものための教育・保育給付費負担金2億4467万5000円、前年度比で1668万9674円、9.4%の増となります。こちらは民間保育所等で保育給付に係る県負担分となります。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出になります。

予算書は65ページをお願いします。事業概要説明書は25ページになります。

ご説明いたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、01子ども・子育て支援事業、0101家庭児童相談に要する経費、予算額1122万2000円、前年度比で150万5000円、11.8%の減となります。会計年度職員の減数が減額の要因となります。内容は、子ども未来室における児童相談業務の強化のため、家庭児童相談員を配置しており、相談員に係る報酬等が主な支出となります。

続きまして、66ページ中段、事業概要説明書は26ページになります。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、01児童措置事業、0102児童手当支給に要する経費、予算額7億76万8000円、前年度比4936万6000円、6.6%の減となります。主なものは児童手当7億50万円となります。こちらは高校生年代までの児童を養育している方に児童手当を支給するものでございます。

次に、66、67ページ、02保育所維持管理事業につきましては、公立保育所運営等に係る経常経費が主な内容となりますので、説明は省略させていただきます。

続いて、68ページの一番下、そして、すぐ次のページ、69ページの最上段になります。

3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、01児童福祉施設維持管理事業、0101保育所に要する経費、予算額6億717万6000円、前年度比1億255万3000円、20.3%の増となります。増額の要因といたしましては、次の69ページの上段になります。事業概要説明書は27ページになります。民間保育所（市内）入所委託5億4781万3000円になります。内容は、市内の民間保育園への保育料の負担分となります。公定価格、こちらが5.3%引き上げられたことにより大きく上昇しましたので、保育料につきましては上昇しております。また、保育料につきましては、0歳から2歳のうち第1子を対象に保育料の無償化を行います。

続きまして、子ども・子育て支援交付金1323万3000円、内容は民間保育園などが行う延長保育、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業への助成となります。減額要因は、地域子育て拠点事業の実施業者の減を見込んで1事業者としたことで約900万円の減となりました。

続きまして、保育緊急対策事業補助金720万円、内容は社会的機能の維持に必要な保育士の確保を目的に、保育士1人当たり月額上限1万5000円を助成するものです。令和3年からコロナ関連の補助事業として始まりましたが、令和5年から現在の名称で市の単独補助となっております。なお、当該事業につきましては、先ほど歳入のところでご説明いたしたとおり、重点交付金事業を充当しております。

続きまして、最後になります。72ページ上段、事業概要説明書は28ページになります。

3款民生費、2項児童福祉費、6目放課後児童健全育成事業費、01放課後児童健全育成事業、0101放課後児童健全育成に要する経費、予算額1億9761万6000円、前年度比1581万2000円、8.7%の増となります。主な内容は、放課後児童クラブ公設公営民間委託としまして1億1945万8000円、内容は市が設置しております15か所の児童クラブの運営の委託費用となります。委託契約は9月で終了いたします。10月からは新たに選定した業者への委託となります。予算額は10月からの新たな事業委託の中で人件費分の上昇を見込んで増額となっております。

次に、放課後児童クラブ民営補助金7479万8000円、こちらは民間保育施設等が運営する6か所の児童クラブの助成となります。

簡単ですが、説明は以上になります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子育て支援課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

ちょっと気になったのが、保育所の緊急対策事業補助金というのがありますけれども、これはどういう中身なんでしょうか。保育緊急対策事業補助金。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

保育緊急対策補助金は、令和3年からコロナ関連の補助事業として始まりまして、コロナ収束後は、令和5年からは市の単独事業となりました。こちらは保育士1人当たり1万5000円を上限に助成する内容となっております。

以上でございます。

○佐藤文雄委員

これは保育士の雇用に対する1万5000円の上乗せですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

委員おっしゃるとおりであります。

○佐藤文雄委員

これは臨時議会のときの資料で、重点支援地方交付金の活用の中身になっているようなんですね。ということは、これまでの予算は一般会計のほうから出していたと。今回は、この重点支援地方交付金を活用したということですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

はい、委員おっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

本来であれば一般会計であって、1782万円、これは重点地方交付金を活用すべきだったんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

こちら財政判断となりますので、ご理解をお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

児童手当とかいろいろあるんですが、人数というのは分かりますかね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

ちょっとお待ちください。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 4時27分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時28分]

改めまして答弁を求めます。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

令和8年度見込みで4,496人となっております。

○佐藤文雄委員

それは児童手当、全ての子どもに3万円か、5万円だっけ、3万円だっけ。5万円。

それで、26ページのところに3つありますよね、児童扶養手当、それから児童手当支給に関する経費、これが児童手当の4,496人かなと思うんですね。

それから、03の母子父子福祉に要する経費、それぞれ人数分かりますか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

母子父子福祉に要する経費については、現在3名となっております。

児童扶養手当につきましては、ちょっとお待ちください。

○佐藤文雄委員

01じゃなくて、03のほうです。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

はい、03の母子父子に要する経費は3名。

児童扶養手当につきましては、令和8年度見込みで271名となっております。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

○佐藤文雄委員

前に私も一般質問だったか、議案審査だったかよく覚えていないんですが、会計年度職員の時給が非常に低かったというふうに思っているんですが、本市はもう既に1つしか公立はないですよ。今のわがぐり保育所だけです。あとまだ継続してあるから、会計年度職員の時間給が安かったような気がするんですが、それぞれ分かりますか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

まず、保育士ですが、上限が1,600円となっております。保育士の中でもクラス担任を持っている方につきましては1,623円となります。続きまして、保育士補助の方につきましては1,352円となります。

以上でございます。

○佐藤文雄委員

これは令和7年度、令和6年度と比べると上がったということでしょうか。もし分かれば、上がった率が分かれば。毎年毎年、最低賃金が各地方によって上がり方が違いますけれども、例えば茨城県は52円ぐらいだったかな、上がったということがあるので、それに類して上げたのかなと思うんですが、参考に令和7年度と令和8年度、令和8年度は今言ったので、令和7年度教えてください。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

令和7年度、上限のほうで、保育士1,503円、クラス担任ありの保育士が1,527円、保育補助が1,249円となっております。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

概要書の先ほどもちょっと説明あったんですけども、放課後児童クラブのクラブ数で、公設が15、民設が6というふうにありましたけれども、これ私があれかもしれないんですけども、今まで表が出ていたような気がするんですけども、それは出ていましたかね。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

補足資料のほうですかね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

はい、そうですね、放課後児童クラブ入会状況ということで、今、画面に表示させていただいております。

こちらは公営の児童クラブとなりまして、合計で618人が入会しております。

以上でございます。

〔「民設」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

続けて、両方、公設と民設と。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

民設は上がっておりません。民設は上がっていないんですが、現在231人となっております。

○櫻井繁行委員長

231人。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

はい。

○櫻井繁行委員長

それでは、6か所で231人というご答弁ですよね。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

はい。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

民設のものも表としては出してもらえますか。

○子育て支援課長（越渡貴之君）

改めて提出させていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、そちらも後日提出をお願いいたします。

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

○健康増進課長（渡邊有美君）

今、資料を出すので少々お待ちください。

それでは、始めさせていただきます。

議案第26号 令和8年度かすみがうら市一般会計予算……

○櫻井繁行委員長

課長、まだタブレット出ていないですけども、共有のほう。

○健康増進課長（渡邊有美君）

申し訳ありません。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 4時16分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開します。 [午後 4時16分]

改めまして、課長、お願いいたします。

○健康増進課長（渡邊有美君）

議案第26号 令和8年度かすみがうら市一般会計予算、健康増進課所管分のうち前年度と比較して増減しているものにつきましてご説明申し上げます。

まず、歳入についてです。

予算書20ページをお願いいたします。

15款2項2目3節子ども・子育て支援交付金、説明欄の一番下、産後ケア事業100万円です。こちらは出産後の女性を心身両面でサポートする産後ケア事業への補助です。補助率は2分の1です。

予算書21ページをお願いいたします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金、説明欄の上から4番目、母子保健衛生費補助金241万3000円です。こちらは例年の補助内容に加え、令和8年度より開始となります5歳児健康診査事業と母子保健対策強化事業、電子母子手帳の補助が追加となっております。補助率は2分の1です。

説明欄の下から2番目及び一番下、感染症対策事業補助金29万3000円と健康増進対策事業費補助金58万6000円は、予防接種、歯周疾患検診の健康管理システム改修委託に対する補助です。補助率は3分の2です。

次に、予算書24ページをお願いいたします。

16款2項3目1節保健衛生費補助金、説明欄の上から3番目、不妊治療費補助金8万円です。こちらは生殖補助医療における先進医療に対する県補助金です。補助率は2分の1です。

次に、歳出についてご説明いたします。

議案概要説明書29ページ、予算書は75ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費、説明欄0202保健関係団体等活動促進に要する経費について1005万4000円、前年度より約半分減額しております。こちらは土浦協同病院への運営支援補助金が2000万円から1000万円に減額しているためです。

説明欄0203休日緊急医療対策に要する経費ですが、石岡地域病院群輪番制病院負担金の1件当たりの単価変更があり増額しております。

前後して申し訳ございませんが、説明欄0201献血推進に要する経費及び説明欄0204地域自殺対策強化に要する経費につきましては、ほぼ例年どおりでございます。

続いて、事業概要説明書30ページ、予算書は同ページと次のページの76ページをご参照ください。

4款1項2目予防費、説明欄0101法定予防接種に要する経費及び0102任意予防接種に要する経費につきましては、両方とも接種動向を鑑み、約2割減額しておりますが、事業概要説明書の主たる事業概要に記載しましたように、令和8年度より妊娠28週から36週までの妊婦に対し、RSウイルスワクチン、母子免疫ワクチンの定期接種が開始となります。接種回数は1回です。

議案概要説明書31ページ、予算書同ページです。

4款1項3目保健事業費、説明欄0101健康づくり推進に要する経費については、令和8年度策定予定であります健康増進計画のアンケート調査が令和7年度で終了しているため、アンケート用紙代、アンケート郵送料は、令和8年度は計上しておりませんので、減額となっております。

説明欄0102各種検診に要する経費につきましては、ほぼ例年どおりではありますが、子宮がん検診の受診実績を考慮し、委託料を減額しております。

事業概要説明書32ページ、予算書77ページをお願いいたします。

4款1項4目母子保健事業、説明欄0101母子保健に要する経費4344万6000円で、前年度比0.8%減額しております。こちらの予算全体は、健診の実績を勘案して減額しておりますが、こちら主たる事業概要に記載しましたように5歳児健診の実施と母子保健情報連携基盤を整備していく目的で、電子母子手帳を導入していきます。

予算書78ページをお願いいたします。

4款1項4目母子保健事業、説明欄0102不妊治療費助成に要する経費43万円、前年度比28.3%減額しております。こちらは申請実績を考慮し減額しておりますが、令和8年度は、歳入でもお伝えしました

県からの補助もございますので、1回当たりの補助金額は5万円から7万円に増額する予定であります。

説明欄0103養育医療給付に要する経費は、例年どおりです。

続きまして、説明欄0104妊婦のための支援給付に要する経費3044万2000円、前年度比9.6%増額しております。こちらは令和7年度より妊婦支援給付金を流産された方や死産、人工妊娠中絶の方へも給付することになったための増額と、会計年度任用職員の報酬等の増額です。

事業概要説明書33ページ、予算書同ページ及び79ページをお願いいたします。

4款1項5目保健センター費、説明欄0103保健センター管理に要する経費は、公用車の点検時の修繕費用を調整し、減額しております。

説明欄0102ウェルネスプラザ管理運営に要する経費4400万2000円、前年度比9.4%増額しております。こちらはウェルネスプラザの受付・案内業務の会計年度任用職員の報酬等が総務課予算から所管課予算となったため増額となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、改めまして健康増進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

不妊治療の助成がかなり増えたということですが、実績は教えてください。

○健康増進課長（渡邊有美君）

令和7年度につきましては、実人数3人、延べ件数3件となります。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

会計年度職員は、受付なんかはまた別だと思うんですが、いわゆる妊婦のための支給に要する経費のところの会計年度職員の賃金はどのぐらいなのか教えていただけますか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

先ほどの令和7年度の上限額からお伝えしますと、令和7年度の事務補助、上限が1,178円になりました。令和8年度は事務補助1,279円になります。

○佐藤文雄委員

事務補助はそれなりなんだろうけれども、妊婦のための支給に要するところでの会計年度職員のほうを教えてください。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

すみません、失礼いたしました。

妊婦のための支援給付金のところは、助産師と公認心理師になりまして、まず助産師からの単価を申し上げたいと思います。

助産師のほうは、令和7年度が1,604円、令和8年度は1,701円を計上しております。

公認心理師になりまして、令和7年度が2,087円、令和8年度が2,196円での計上になります。

以上です。

○佐藤文雄委員

ざっくり言って、ほかの市と比べて大体同じなのかどうかと、一応ちゃんと雇われている実績があるというふうに思えると思うんですが、その点いかがですか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

他市町村の状況についてなんですけれども、他市町村のほうで助産師、公認心理師を妊婦のための支援給付費のところで雇っているかどうかというところにつきましては、情報がないところで申し訳ありません。

その相場というところなんですけれども、当初、こちら令和2年から子育て包括支援センターということで立ち上げて、同じような事業内容で、科目は変わっているんですけれども、そのときに他市町村調べたときには、大体相場で、少しずつ値上がりしているところでございます。

以上です。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○矢口龍人委員

この妊産婦の出産というのは、どこでやられていますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 4時49分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時50分]

改めまして答弁を求めます。

○健康増進課長（渡邊有美君）

ただいまの質問にお答えします。

多いところをお話ししますと、土浦協同病院、続きましてつくば市の地域になりまして……

○櫻井繁行委員長

課長、数字は分かりますか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

土浦協同病院が令和6年度の実績なんですけれども、土浦協同病院が65件です。霞ヶ浦医療センターのほうで28件。なないろレディースクリニック、つくば市にあるものなんですけれども、こちらが25件になります。大きいところは以上になります。

10件ぐらいなんですけれども、阿見町のほうのレディースクリニックが、レディースクリニック結というところで12件になります。

以上です。

○矢口龍人委員

それで、18節の妊婦支援給付金の内訳を教えてくださいませんか。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

それでは、答弁を求めます。

○健康増進課長（渡邊有美君）

こちらは令和7年度の現在の給付数でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○健康増進課長（渡邊有美君）

こちら妊婦に対して2回給付することになっているんですけども、1回目の給付が12月末現在で131件、2回目の給付が110件となります。

以上です。

○矢口龍人委員

あと、先ほど土浦市とつくば市とかで出産のお話していただきましたけれども、これ何か問題ありますか。出産するに当たって地域割というか、こういう場所で皆さん出産していることに対して何か問題ございますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 4時52分]

○櫻井繁行委員長

それでは、改めまして、会議を再開いたします。 [午後 4時53分]

○健康増進課長（渡邊有美君）

お答えいたします。

今の状況としましては、石岡地域に産科医療できる医療施設がないので、どうしても土浦市ですとかつくば市のほうに今行っている状況になります。現状がそのような状況で、特に問題というところで、妊婦さんから問題とか、そういうことで上がってきている課題等については特にはないような状況でございます。

○櫻井繁行委員長

そのほか。

○矢口龍人委員

そういうことであれば、こういう基本的データをもって交渉に当たっていただきたいというふうに要望します。

○櫻井繁行委員長

それは、総括をして、それでは部長のほうからご答弁をいただければと思いますので。

○保健福祉部長（羽成英明君）

こういった客観的な今、現状のデータに基づいて、交渉というんですかね、これから協議に当たっては、そういったところも当然踏まえながら協議してまいりたいと考えております。

○櫻井繁行委員長

そういった点でございます。

そのほか。

○佐藤文雄委員

大体出産費用ってどのぐらい、まちまちだろうけれども、Xバーで大体平均値は幾らぐらいですか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○健康増進課長（渡邊有美君）

上限はありますけれども、平均で70万円前後ぐらいが出産費用となっているのが現状です。

以上です。

○佐藤文雄委員

補助がありましたよね、40万円か50万円ぐらいの補助があったような気がするんですが。

○櫻井繁行委員長

それでは、補助率とか補助金のほうも踏まえて総括をしてご答弁をいただければと思います。

○健康増進課長（渡邊有美君）

医療保険のほうから50万円の補助が出ているような状況になります。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

あとすみません、よろしいでしょうか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁があれば、改めまして。

○健康増進課長（渡邊有美君）

今お伝えしましたように医療保険から50万円の補助がありまして、先ほど言っています妊婦のための支援給付事業ということで、1人当たり10万円の補助が出ているような状況になっております。

以上です。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

そのほか何かございますか。

○久松公生委員

1つ伺います。

予算書77ページの産後ケア業務委託ですか、これ多分令和7年度、昨年度よりは増えていると思うんですが、これは事業所が増えたということ、利用者が増えた、事業者が増えたということだと思うんですが、簡単に、分かれば。あと場所等も分かれば教えていただきたいんですけども。

○健康増進課長（渡邊有美君）

令和7年度の実績をお知らせしたいと思います。

デイケアということで通いの産後ケアにつきましては、件数、今、2月の上旬で67件、ショートステイ、泊まりの産後ケアにつきましては24件、アウトリーチということで訪問型の産後ケアにつきましては3件、合計34件になります。

利用している施設等なんですけれども、今、手元にはないんですが、大体、なないろレディースクリニックですとか、産後ケア事業ができる施設のほうをまずご紹介しますと、つくばセントラル病院、筑波学園病院、なないろもあバースクリニック、アテール、土浦協同病院がショートステイということで泊まりでできる施設になっております。その中で多いところが、なないろもあバースクリニックが結構利用者が多いような状況になっております。

○櫻井繁行委員長

そのほか。

○久松公生委員

先ほど件数で67件とか24件、足して合計で34件と減っちゃっているんですけども、もう1回ちょっといいですか。

○櫻井繁行委員長

それでは、改めまして答弁を、すぐいけますか、課長。

○健康増進課長（渡邊有美君）

大丈夫です。

大変失礼しました。

デイケアが67件、ショートステイが24件、アウトリーチが3件ですので、合計94件です。失礼いたしました。

○久松公生委員

ありがとうございました。

今言ったようなことを少しデータなんかでもしいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○櫻井繁行委員長

それでは、補足資料として提出は可能ですか、課長、答弁を求めます。

○健康増進課長（渡邊有美君）

後日提出という形でよろしいでしょうか。

○櫻井繁行委員長

それでは、後日、67件、24件、3件、計94件ですかね、その辺の内訳と詳細が分かるような資料を後日提出をいただければと思います。

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

32ページの実施計画の乳幼児健診の受診率、1歳と6歳の健診と3歳の健診がデータ出ているんですが、出生率もあると思いますけれども、令和4年度、5年度、6年度の数値がかなり、1歳、6歳は伸びていて、3歳健診がかなり激減しているんですが、これは出生率がかなり落ちているということなんでしょうか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○健康増進課長（渡邊有美君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

3歳児健診のほう落ち込んでいるということで資料のほうなっているんですけども、全体的に90%以上の受診率がありまして、こちら令和7年度の12月末現在ですと、3歳児健診97.1%の受診率で、令和6年度からまた受診勧奨等をさせていただいて、かなり受診率のほうは100%に近く伸びているようなところになります。

こちら多分、3歳児健診なんですけれども、保育所、幼稚園に入られていて、保育所、幼稚園に入っているから健診を受けないなんていう方々もいたりですとか、病院で個人的に健診をしたからという方もいらっしゃるんですけども、3歳児健診は法定で定められているものなので、必ず受けてくださいという勧奨をしながら、保育所、幼稚園にも受診勧奨を要望しまして、今年度につきましては97.1%の受診率を保っているような状況です。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 5時 2分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 5時 4分]

改めて答弁をお願いいたします。

○健康増進課長（渡邊有美君）

ご質問にお答えします。

令和4年度の3歳児健診なんですけれども、その年の対象としていた人数が210名。受診者、実際に受けた人が222名ということで、やはり受診率のほうは105.7%になります。こちらは前年度、体調不良ですとか、そういうので受けられなかった人が、令和4年度に受けた人が多少いたので、前後してこちら100%を超えているような状況になります。

以上です。

○櫻井繁行委員長

よく分かりました。

そのほか。

○櫻井健一委員

今と同じページの概要書のところなんですけれども、先ほど質問した養育医療給付、補正のときでは2,500グラムと言っていたんですが、今度、体重が2,000グラムにこっちはなっているんですよ。これはどこが未熟児の基準なのかというのをちょっと教えていただけますか。

○櫻井繁行委員長

ちょっと暫時休憩します。 [午後 5時 5分]

○櫻井繁行委員長

それでは、改めて会議を再開いたします。 [午後 5時 6分]

○健康増進課長（渡邊有美君）

ただいまのご質問にお答えします。

未熟児、低体重児という基準につきましては、出生の体重が2,500グラムというところが基準になります。

今回の資料のところで2,000グラムというところで書かせていただいているところについては、訂正になりますので、大変申し訳ございません。

何度も私の多分最初の答弁のところでも3,000グラムと、自分の中では2,500グラムだったんですけれども、すみません、2,500グラムが基準になりますので、よろしくお願いいたします。失礼いたしました。

○櫻井繁行委員長

それでは、実施計画の32ページは、こちらも後日、同じように差し替えをしていただければと思いますので、また文言の統一のほうもしっかりと行っていただきたいと思います。定義のほうですね、よろしくお願いいたします。

○佐藤文雄委員

ごめんなさい、この乳児健診の受診率、率だったんですね。できれば、率と実数、件数ですね、これを合わせたやつで作っていただけませんか。

○櫻井繁行委員長

ご答弁いただけますか。

○健康増進課長（渡邊有美君）

お答えいたします。

次回の資料としましては、そちら人数と率と両方併せた形でグラフを作成したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

次回でいいですか。

○佐藤文雄委員

お願いします。

○櫻井繁行委員長

次回からね。

○佐藤文雄委員

はい。

○健康増進課長（渡邊有美君）

今回から差し替えさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

32ページのほうを差し替えのときに同じように修正をいただければと思います。

そのほかは大丈夫ですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、国保年金課分の一般会計当初予算について説明をさせていただきます。

予算書19ページをご覧ください。

歳入予算で15款1項1目5節国民健康保険事業費負担金3846万1000円、前年度対比で146万8000円の減額を見込んでございます。保険基盤安定負担金の支援分として、特別会計に繰り出す基準額の2分の1のほか、未就学児均等割軽減、産前産後保険税免除に係る基準額の2分の1を計上してございます。

次に、22ページをご覧ください。

15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち国民年金事務費交付金877万5000円、前年度比較で75万円の増額になります。国民年金事務費及び年金生活者支援給付事務に係る人件費や事務費の財源として交付されるもので、令和8年度は特にシステム改修費の財源交付分を見込んでございます。

下の枠になります。

16款1項県負担金、1目4節国民健康保険事業費負担金9981万4000円、前年度対比で772万4000円の減額になります。国庫支出金同様に支援分及び未就学児均等割軽減、産前産後保険税免除として繰り出す基準額の4分の1及び軽減分として繰り出す基準額の4分の3を計上してございます。

後段に移りまして、5節後期高齢者医療事業費負担金1億85万5000円、前年度対比で717万5000円の増額になります。保険基盤安定負担金として後期高齢者特別会計のほうに繰り出す基準額の4分の3を計上してございます。

23ページをお願いいたします。

2項県補助金に移りまして、表中の中央に計上します2項2目3節医療福祉費補助金9631万4000円、前年度対比で893万6000円の減額を計上してございます。

以上が歳入の予算になります。

続きまして、歳出の予算について説明させていただきます。

予算書63から64ページをお開きください。

上から2番目の目、3款1項5目国民年金費です。0102国民年金事務に要する経費として107万7000円を計上してございます。年金事務に係る国からの法定受託事務に係る事務費を計上しております。経常

経費は主に年金事務所への進達、郵送料を計上してございますが、令和８年度は特にシステム改修費として99万円を計上してございます。

次の目、６目医療福祉費です。事業概要書は34ページをご覧ください。

説明欄の0101医療福祉に要する経費として２億2940万2000円、前年度対比で1816万8000円を減額してございます。

続きまして、0102医療福祉に要する経費（市単独）として8346万6000円、前年度対比で168万4000円の減額を計上いたしました。令和４年度から令和６年度までの実績を踏まえ、不足に至ることのないよう計上いたしております。

次の目に移りまして、７目国民健康保険費、0101国民健康保険特別会計繰出に要する経費として２億9170万7000円、前年度比較で2814万7000円の減額になります。

続きまして、８目後期高齢者医療費のうち、説明欄の0102後期高齢者医療保険特別会計繰出に要する経費として６億844万5000円でございます。茨城県後期高齢者医療広域連合の運営負担金のほか、後期高齢者医療特別会計繰出金として５億8664万5000円、前年度対比で330万9000円の増額を計上してございます。

以上が国保年金課分の一般会計の当初予算になります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

医療福祉に対する経費の市の単独のことについて教えていただきたいと思うんです。

医療分の単独3726万5000円と入院・外来自己負担金の3108万2000円、これについて教えていただけますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

医療福祉に要する経費（市単独）分については、茨城県制度において対象とならない妊産婦及び小児区分のうち、所得制限となる方を対象としています。また、妊産婦は産科医療以外の医療費、小児区分については、高校生までの外来の医療費の分を扶助してございます。

そのほか、入院・外来自己負担については、小児区分及び妊産婦区分において、外来であれば600円、最大1,200円、入院であれば１日300円、最大3,000円の医療福祉費に係る自己負担金を市単独で扶助してございます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

〔午後 ５時１７分〕

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。〔午後 ５時１７分〕

お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度をもちまして終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、これもちまして本日の委員会を散会いたします。

なお、次回の委員会は、明日３月６日の金曜日、午後１時30分より全員協議会室で引き続き審査を行います。

大変お疲れさまでした。

散 会 午後 5 時 1 7 分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和8年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻 井 繁 行